

生活保護法指定医療機関のてびき

福山市保健福祉局福祉部生活福祉課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話:(084)928-1066

指定医療機関の皆さまへ

日本国憲法第25条の理念に基づいた生活保護制度は、我が国の社会保障制度において極めて重要な役割を担っています。この制度は、要保護者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお最低生活の維持が困難な場合に、その不足するところに扶助を行い、最低限度の生活を保障する制度です。

現在、生活保護費全体の半分以上を医療扶助費が占めており、この制度の運用に当たって、医療扶助の取扱いは大変重要となっています。その一方で医療扶助の事務手続きは、他の医療制度と比べて複雑なものとなっております。こうしたことから医療扶助を適正に実施するには、指定医療機関の皆さまのご理解とご協力が必要不可欠なものとなっております。

指定医療機関の皆さまに医療扶助の取扱いについて参考としていただくために、この冊子を作成いたしました。生活保護制度の中の医療扶助についてご理解いただき、その円滑な実施にご協力をお願いいたします。

福山市保健福祉局福祉部生活福祉課長

目 次

- 1 生活保護法による医療扶助の概要
- 2 中国残留邦人等への医療支援給付
- 3 医療扶助の内容
- 4 医療扶助の決定手続き
 - (1) 医療扶助の申請
 - (2) 医療要否の確認
 - (3) 医療扶助の決定
 - (4) 本人支払額の決定
 - (5) 医療券等の発行
- 5 医療扶助の継続
- 6 診療報酬の請求手続き等
(参照) 「福山市福祉事務所からのお知らせ～生活保護法による医療券・調剤券の取扱いについて～」
- 7 指定医療機関の義務等
 - (1) 医療担当業務
 - (2) 診療方針及び診療報酬
 - (3) 指導等について
 - (4) 届出について
(参照) 「指定医療機関の届出一覧」
- 8 病状調査について
- 9 他法他施策の活用について

◎公費負担者番号

生活保護法 12344016

中国残留邦人 25344011

1 生活保護法による医療扶助の概要

医療扶助は生活保護法による8つの扶助(生活、教育、住宅、医療、介護、出産、葬祭、生業)のうちの一つで、最低限度の生活を維持することができない人に対し、原則として現物で医療を給付することにより、国民の最低生活保障の最後の拠り所としての役割を果たしています。

2 中国残留邦人等への医療支援給付

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人支援法」という。)の一部が改正され、2008年(平成20年)4月1日から施行されました。これにより、中国残留邦人等への給付が、生活保護法による扶助から中国残留邦人支援法による支援給付へと切り替えられ、医療扶助に代わり医療支援給付が給付されることとなりました。

支援給付は、生活保護法の規定の例により給付されることとされており、医療支援給付の実施にあたっては、以後説明する医療扶助の取扱いと同様の手続きが必要となります。

なお、2008年(平成20年)4月1日時点で、既に生活保護法による医療機関の指定を受けていた場合は中国残留邦人支援法による指定を受けている医療機関とみなされており、2008年(平成20年)4月1日以降に指定された医療機関は、生活保護法及び中国残留邦人支援法の両法による指定を行っております。

3 医療扶助の内容

医療扶助は、次に掲げる事項の範囲において行われ、その取扱いは、国民健康保険(後期高齢者にあつては後期高齢者医療)の診療方針及び診療報酬、並びに生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和34年厚生省告示第125号)の例によります。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料(治療材料については別に給付することとなります。)
- (3) 医学的措置、手術及びその他治療並びに施術(施術については別に給付することとなります。)
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話又は診療の補助
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話又は診療の補助
- (6) 移送(別に給付することとなります。)

4 医療扶助の決定手続き

要保護者の医療扶助の申請から医療券発行までの一般的な事務手続きは、次のとおりです。

(1) 医療扶助の申請

医療扶助を受けたい要保護者は、福祉事務所長等に対して保護の申請をします。

初めて保護を申請する場合は、保護開始申請書と医療要否意見書、既に保護を受けている場合は、保護変更申請書(傷病届)の提出が必要です。

ただし、急迫した状況にあり、他に救済の方法がない場合には、例外として保護の申請がなくても、福祉事務所長が職権により保護を行うこともあります。

(2) 医療要否の確認

申請を受理した福祉事務所長は、医療扶助を行う必要があるか否かを決定する資料として各種の給付要否意見書で医療機関の意見を求め、医療要否の検討を行います。これは一般の医療制度と異なる生活保護特有の事務手続きです。

各給付要否意見書の種類及び性格は次のとおりです。

ア 医療要否意見書

要保護者が新規に又は継続して医療を必要とする場合に使用するもので、これにより医療扶助の要否を判定します。精神病による入院を除くすべての医療(歯科も含む。)の要否についての意見を求めるときに使用します。

イ 精神疾患入院要否意見書

要保護者が精神病で入院が必要なときに使用します。

ウ 訪問看護要否意見書

要保護者が訪問看護の給付を必要とするときに使用します。

エ その他の給付要否意見書

要保護者が治療材料、施術、移送費の給付を必要とするときに使用します。

なお、治療材料、施術については、それぞれ業者、施術者に支払いますが、移送費については要保護者に支払います。

以上の各給付要否意見書は、医療扶助の要否を判定する上で欠かすことのできないものです。記入の際には、各給付要否意見書の裏面の記入要領を参照の上、正確に記載していただき、福祉事務所へ返送してください。

なお、これらの要否意見書の提出がないと医療券等の発行ができないこととなり、請求事務等に支障をきたすこととなりますので留意してください。

(3) 医療扶助の決定

福祉事務所長は、提出された要否意見書を検討し、医療の要否の判定及び他法・他施策の有無等を確認のうえ、承認期間を含め医療扶助を決定します。

(4) 本人支払額の決定

実施する保護の程度の結果、自己負担が生じることがあります。この場合、医療券の本人支払額の欄に金額が記載されます。

(5) 医療券等の発行

医療扶助を決定した場合は、医療の種類に応じて、次のとおり医療券等を発行します。

なお、調剤券については、指定薬局からの連絡等により患者名等を確認の上、発行します。

医療の種類	給付券の種類	発行先	備考
診察、治療、訪問介護	医療券	病院、診療所	社会保険診療報酬支払基金への請求
調剤	調剤券	薬局	
治療材料	治療材料券	取扱業者	福祉事務所へ請求
施術	施術券	施術者	

5 医療扶助の継続

医療扶助を受けている患者の医療承認期間は、入院外・一般入院は原則として3か月（ただし、慢性疾病は嘱託医の判断により6か月）、精神疾患入院は6か月の範囲です。その承認が切れる月の翌月以降の医療の要否については、事前に該当の要否意見書の用紙を送付しますので、必要事項を記載の上、速やかに福祉事務所へ提出してください。

なお、被保護者が診療依頼書を提出して受診したときは、原則として受診月を含む3か月間は承認し、その承認が切れる月の翌月以降の医療の要否について確認するため、事前に該当の要否意見書の用紙を送付しますので、同様に福祉事務所に提出してください。

6 診療報酬の請求手続き等

(参照)

「福山市福祉事務所からのお知らせ～生活保護法による医療券・調剤券の取扱いについて～」

7 指定医療機関の義務等

指定された医療機関は、福祉事務所等に代わって直接被保護者に医療の給付を行うこととなりますが、生活保護法による指定医療機関の義務等には次のような事項があります。

(1) 医療担当業務

福祉事務所長から委託を受けた患者の医療を懇切丁寧に担当するよう生活保護法第50条に規定されています。具体的には「指定医療機関医療担当規程」に定められています。なお、平成20年度から後発薬品の使用に関する規定が第6条として追加されているので留意してください。

(2) 診療方針及び診療報酬

- ア 診療方針は、国民健康保険法及び後期高齢者医療の診療方針の例によってください。
(生活保護法第52条)
- イ 診療報酬は、国民健康保険法及び後期高齢者医療の例により算定し、請求してください。
(生活保護法第52条及び同法施行規則第17条)
- ウ 市長は診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、診療報酬の額を決定することができます。(生活保護法第53条第1項)
- エ 市長の行う診療報酬額の決定に従わなければなりません。(生活保護法第53条第2項)

(3) 指導等について

- ア 指定医療機関は、被保護者の医療について市長の行う指導に従わなければなりません。
(生活保護法第50条第2項)
- イ 診療内容及び診療報酬の請求の適否に関して厚生労働大臣又は市長から所要事項の報告を命ぜられたときは、これに従わなければなりません。(生活保護法第54条)
- ウ 厚生労働大臣又は市長は、当該職員に指定医療機関に対して実地にその設備や診療録その他の帳簿書類を検査させることができます。(生活保護法第54条)

(4) 届出について

(参照) 「指定医療機関の届出一覧」

※指定申請書等の様式については、福山市ホームページに掲載しています。

(掲載先) 福山市トップページ(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>) > 担当部署でさがす
> 保健福祉局 > 生活福祉課 > お知らせ > 指定医療機関申請等様式

指定医療機関の届出一覧

申請・届出を要する事項	指定申請書	廃止届書	変更届書	休止届書	その他
<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関の開設者が変更になった場合 開設者が個人から法人へ、法人から個人へ変更した場合 開設者が医療法人から社会福祉法人へ社会福祉法人から医療法人などの法人の種類を変更した場合 病院から診療所へ、診療所から病院へ変更した場合 指定医療機関を移転した場合 	○	○			
<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関の開設者又は指定施術者が当該業務を廃止した場合 指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が死亡した場合 		○			
<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関の名称を変更した場合 施術者の名前を改姓等により変更した場合 住居表示に関する法律の適用に伴い指定医療機関又は指定施術者の所在地が変更となった場合(市町村合併による場合も含む。公立医療機関を除く) 			○		
<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関の開設者又は指定施術者が当該業務を休止した場合 				○	
<ul style="list-style-type: none"> 休止していた指定医療機関又は指定施術者が業務を再開した場合 					再開届書
<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関の指定を辞退する場合 					指定辞退届書 30日以上予告期間が必要
<ul style="list-style-type: none"> 医療法等による処分を受けた場合 					処分届書

※生活保護法指定医療機関の指定更新について

指定期限は、健康保険法の指定期限と同じ(6年)となります。2023年(令和5年)7月1日から保険医療機関と指定医療機関の申請等の様式が統合され、指定医療機関の申請等について中国四国厚生局を經由して福祉事務所へ提出することが可能となりました。については、更新期限満了前に市から送付しておりました指定更新案内の書類は、2023年(令和5年)11月以降送付していません。(訪問看護ステーション、指定施術機関は対象外です。)

記入方法は、裏面を参照してください。

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関 指定
指定更新 申請書

生活保護法第49条(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

医療機関の種類	(1) 病院 (2) 診療所 (3) 薬局 (4) 訪問看護			
名称	(ふりがな)		医療機関コード	
所在地	〒 - 電話 () - -			
開設者の名前、生年月日及び住所 (法人の場合は、「名前(名称等)」欄に法人の名称及び代表者の職・名前を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	名前(名称等)	(ふりがな)		
	生年月日	年	月	日
	住所(所在地)	〒 -		
管理者の名前、生年月日及び住所	名前	(ふりがな)	生年月日	年 月 日
	住所	〒 -		
診療科名				
健康保険法による指定(訪問看護ステーションの場合は介護保険法による指定)	有 ・ 指定申請中	有効期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無 ※裏面「記載要領8」を参照してください。	有 ・ 無			
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)			

年 月 日

(申請先)

福山市長様

申請者(開設者)

〒 -

住所

電話 () - -

指定年月日(福山市にて記入)

名前

注意事項

- 1 この書類は、福山市長に直接、提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、市告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 「誓約書」、「保険医療機関指定通知書(写)」等を添付してください。
- 4 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「名前(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・名前を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 6 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 7 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 8 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものです。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師個人の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師個人の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの※該当有りの場合は、原則として更新手続は必要ありません。
- 9 欄外の申請者(開設者)について
法人の場合は、名称、代表者の職・名前及び主たる事務所の所在地を記載してください。
- 10 生活保護法に基づく指定医療機関の指定を受けた医療機関については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定を同時に受けることとなります。

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない
旨の誓約書

福 山 市 長 様

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しないこと
を誓約します。

申請者（開設者） 住所

名前

医療機関等の名称

(誓約項目)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる
までの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの
規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま
での者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）

- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3 第 2 項第 4 号関係

福山市長が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として福山市長が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

(記入例)

記入方法は、裏面を参照してください。

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関

指定
指定更新 申請書

生活保護法第49条(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

医療機関の種類	①病院 (2)診療所 (3)薬局 (4)訪問看護								
名称	(ふりがな) しゃくしょびょういん	医療機関コード	1	5	×	×	×	×	×
	市役所病院								
所在地	〒 720 - 8501	健康保険法による指定を受けた際の 名称・所在地等を記入してください。			電話 (084) - 928 - 1066				
	福山市東桜町3番5号								
開設者の名前、生年月日及び住所 (法人の場合は、「名前(名称等)」欄に法人の名称及び代表者の職・名前を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	名前(名称等)	(ふりがな) いりょうほうじん ふくやましゃくしょかい りじちやう ふくやま たろう	開設者が法人の場合は不要です。						
		医療法人 福山市役所会 理事長 福山 太郎							
	生年月日	年 月 日							
住所(所在地)	〒 720 - 8501	福山市東桜町3番5号							
管理者の名前、生年月日及び住所	名前	(ふりがな) ふくやま はなこ	生年月日	〇年〇月〇日					
		福山 花子							
住所	〒 720 - ××××	福山市神辺町大字川北×××番地1							
診療科名	内科、外科								
健康保険法による指定 (訪問看護ステーションの場合は介護保険法による指定)	<input checked="" type="radio"/> 有	指定申請中	有効期間	R1年 5月 1日	から	R7年 4月 30日	まで		
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無 ※裏面「記載要領8」を参照してください。	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無								
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)								

年 月 日
(申請先)
福山市長様

申請者(開設者)

欄内の「開設者」、別紙誓約書の「申請者(開設者)」と同じ住所と名前をご記入ください。

〒 720 - 8501

住所 **福山市東桜町3番5号**

電話(084) - 928 - 1066

指定年月日(福山市にて記入)

指定年月日(福山市にて記入)

名前

**医療法人 福山市役所会
理事長 福山 太郎**

指定(医療・介護)機関変更届

※太枠内は変更箇所のみ記入してください。

医療機関・事業所等名称				
コード(指定番号)				
変 更 事 項				
医療機関・事業所等	旧	名称		
		所在地 (地番表示の変更時のみ)		
	新	名称		
		所在地 (地番表示の変更時のみ)		
開設者(※)	旧	ふりがな		
		名前(名称)		
		住所(所在地)		
		電話		
	新	ふりがな		
		名前(名称)		
		住所(所在地)		
		電話		
管理者	旧	ふりがな	生年月日	年 月 日
		名前		
		住所		
	新	ふりがな	生年月日	年 月 日
		名前		
		住所		
その他	変更内容(必須)			
	旧			
	新			
変 更 年 月 日		年 月 日		

※開設者名の変更…個人の場合は氏の変更等、法人の場合は法人名や法人代表者名の変更等を記載。(医療機関コードが変わる場合は、別の手続が必要です。)

年 月 日

福山市長様

住所
申請者(開設者)
名前

生活保護法等指定 医療機関
介護機関
助産師
施術者 休止
廃止
辞退 届書

次のとおり休止・廃止・辞退しましたので届け出ます。

指 医 療 機 関 定 等	番 号	
	名 称	
	所 在 地	
休止・廃止・辞退の年月日		年 月 日
休止・廃止・辞退するサービスの種類 (介護機関の場合のみ)		<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの全て ・一部のみ サービスの種類
休止・廃止・辞退の理由		
委託患者等の措置状況		
再開の見通し (休止の場合)		

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所

申 請 者

名 前

生活保護法等指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

再開届書

次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 (名 前)	
	所 在 地 (住 所)	
休 止 年 月 日	年 月 日	
再 開 年 月 日	年 月 日	
再 開 の 理 由		

年 月 日

福山市長様

住所
申請者
名前

8 病状調査について

生活保護制度を適正に実施するためには、福祉事務所が被保護者の病状を正確に把握する必要があります。医療の要否及び被保護者の援助について意見を得るために、福祉事務所の職員が医療機関を訪問等することがありますので、その際にはご協力をお願いします。

なお、指定医療機関が行う診療については、被保護者の医療の給付を福祉事務所が指定医療機関へ委託して行っているため、受任者である指定医療機関は、委任者である福祉事務所に委任された事務処理状況、つまり被保護者の病状等の状況について報告の義務があり、この場合、本人同意は不要です。

また、医師の秘密保持義務については、指定医療機関は被保護者の病状を福祉事務所に報告する法的義務があるため、正当な事由があり、抵触しないものです。

9 他法・他施策の活用について

生活保護の適用に当たっては、他の法律・他の施策が優先するという補足性の原理に基づき運用することになっております。例えば、社会保険各法、学校保健安全法、障害者総合支援法、難病の患者に対する医療等に関する法律等の活用すべき他の法律・他の施策がある場合は、これらを積極的に活用することが求められております。

福祉事務所の職員からこれらの手続等の依頼があったとき、又は、患者の症状がこれらの対象となる場合には、ご協力をお願いします。

(参考) 学校保健安全法による医療券と生活保護の医療扶助について

学校保健安全法の規定に基づき、小学校、中学校及び義務教育諸学校の要保護児童・生徒に対する次の疾病の医療費請求は「学校保健安全法」が「生活保護の医療扶助」より優先されます。

- 対象疾病
- 1 トラコーマ及び結膜炎
 - 2 白癬、疥癬及び膿湿疹
 - 3 中耳炎
 - 4 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
 - 5 う歯
 - 6 寄生虫病(虫卵保有を含む。)

対象疾病については、学校保健安全法の医療券で請求してください。

【連絡先】

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局福祉部

生活福祉課

電話(084)928-1066

〒729-0104 福山市松永町三丁目1番29号

福山市松永支所

松永保健福祉課

電話(084)930-0409

〒720-1132 福山市駅家町大字倉光37番地1

福山市北部支所

北部保健福祉課

電話(084)976-8812

〒721-0915 福山市伊勢丘六丁目6番1号

福山市東部支所

東部保健福祉課

電話(084)940-2577

〒720-2123 福山市神辺町大字川北1151番地1

福山市神辺支所

神辺保健福祉課

電話(084)962-5004